

相模原市総合教育会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議の傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)は、口頭により傍聴を申し出るものとする。

2 前項の規定による申出の受付は、会議の当日、所定の時間及び場所において先着順に行う。

(傍聴券の交付)

第3条 前条第2項の申出の受付をした場合は、傍聴希望者に対し傍聴券(別記様式)を交付するものとする。

2 傍聴券は、交付当日に限り有効とする。

3 傍聴券の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴席に入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

4 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴の制限等)

第4条 市長は、傍聴席が満員となったとき、その他必要があると認めるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 旗、のぼり、垂れ幕、プラカード等氣勢を示すおそれのある物を携帯している者

(3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機(携帯電話機を除く。)、録音機、ビデオカメラ、写真機等を携帯している者(第7条ただし書の規定により撮影をし、又は録音をすることにつき市長の許可を得た者を除く。)

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれ

があると明らかに認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、静粛にし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 携帯電話機の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の制限)

第7条 傍聴人は、写真、動画、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 市長は、傍聴人が前3条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、前条の規定により退場を命ぜられたとき、又は会議を公開しない決定があったときは、直ちに退場しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

(表)

No.
傍 聴 券
年 月 日
相模原市長
本券は、交付当日に限り有効です。

(裏)

傍聴される方へ
1 傍聴人は、傍聴席では静粛にし、次の事項を守ってください。
(1) 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
(2) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
(3) 携帯電話機の電源を切ること。
(4) 飲食又は喫煙をしないこと。
(5) 会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
2 傍聴人に配布する会議資料は、内容によって、会議終了後に回収する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
3 以上のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。